

平成29年度第2回平塚市入札監視委員会会議録

開催日時	平成30年1月9日（火）午後2時30分～午後4時00分
開催場所	平塚市役所本館 5階 入札室
出席委員	諸坂 佐利 委員長 守屋 和徳 委員 中込 光一 委員 梶田 佳孝 委員
事務局	契約検査課、事業課、学校給食課、資産経営課、建築住宅課、下水道整備課
傍聴者	なし

I 開会 会に先立ち、委員の互選により諸坂委員が委員長に、また委員長の指名により守屋委員が委員長代理にそれぞれ選出された。その後諸坂委員長の進行で開会する。

II 議題1 入札・契約手続の運用状況について

発注案件総括表及び発注一覧表について

【事務局より、現時点での指名停止の状況や、総務部契約検査課において手続きを行ったすべての入札及び随意契約のうち、平成29年7月18日から平成29年10月16日までに入札公告が行われた案件及び、平成28年度に平塚市で執行された契約金額1千万円以上の委託及び物品購入の案件について、契約金額、落札率、などを説明】

委員：全体的な話になるが、工事の契約金額や契約件数は、増加傾向にあるのか。それとも減少傾向にあるのか。

事務局：どちらかと言えば減少傾向にある。特に近年の土木系の工事では、交付金の額がかなり削減される傾向にあるので、計画通りに工事が進められないことが問題となっている。

委員：公共施設の老朽化が全国的な問題になっていると思うが、それらを災害対策と絡めて補修するケースは以前よりも増えているのか。

事務局：やはり改修工事は以前よりも増えている。

委員：それらは計画的に進めているかと思うが、平塚市として一段落ついた部分はあるのか。

事務局：平塚市では、庁舎・病院・環境事業センターの建て替えを近年では3大事業と位置付けて進めていたが、現在では最終段階に差し掛かった病院を残すのみとなっており、その部分では一段落ついたと言える。公共施設の管理・再編については、資産経営課が中心となって計画を作っている。

委員：橋りょうの補修工事も計画的に進められているのか。

事務局：橋りょうについても、毎年計画的に補修工事の発注が行われている。今回の定例会議の抽出対象案件の期間（平成29年7月18日から平成29年10月16日までの入札公告）においても、補修工事が2件、補修設計が3件それぞれ抽出対象案件の中に含まれている。

委員：平成28年度に平塚市で執行された契約金額1000万円以上の委託及び物品購入の案件について、総括表を見ると103件中随意契約が62件と、過半数を占めていることが分かる。あくまでイメージ的な話にはなってしまうが、契約金額1000万円以上の高額案件にも関わらずこの随意契約の件数というのは、かなり多いと感じてしまうが、どう考えるか。

事務局：平塚市契約規則において、委託業務に関しては50万円を超えない契約であれば随意契約が可能と規定されているが、逆に言うと50万円以上の契約であれば特別な事情がなければ随意契約をしてはならないことになる。例えば、今回の抽出対象案件にもなっている「平成28年度平塚市立北部（東部）学校給食共同調理場調理等業務委託事業」などは、公募型プロポーザル方式で特定された相手方と随意契約するため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき）に該当する。他にも、福祉系の施設の運営事業委託であれば、何年か同一の福祉法人等と契約しなければ継続的なサービスの提供ができないため、毎年度随意契約をするものもある。また、システムの保守委託などについても、毎年事業者が変更になってしまっただけではその分入れ替え時の弊害を被るリスクも増えるし、費用も増えてしまうため、毎年度同一の事業者と随意契約するという手法を選択するものも多い。このように、契約金額50万円以上の随意契約については、必ず随意契約をしなければならない個々の理由があったものと認識していただきたい。

委員：毎年度同一の事業者と随意契約をする場合は、通常の単年契約以上に当初の契約が重要になるし、一定期間が経過した後は必ず一度白紙に戻して、しっかりと見直すことが必要である。それさえしっかりできていれば、決して悪いことではないし、長期継続の随意契約をしても構わないと思う。いつまでも同一の業者が良いからと言って、だらだらと毎年度その業者と随意契約を繰り返せば、必然的に受注者も安心しきってしまうのではないか。補助金なども、5年に一度などのペースで必ず見直されているはずである。

事務局：OA機器のリースや、施設の維持管理に関する委託業務など、条例で長期継続契約が認められている契約も一部ある。しかし、それに該当しない契約は原則的に単年度契約としなければならないため、毎年度随意契約を繰り返すような場合は、必ず適切な時期に見直しを行うよう日頃から庁内に呼び掛けているところではあるが、引き続き徹底したいと思う。

委員長：ほかに質問がなければ議題2 抽出案件の審議に移りたいと思います。

議題2 抽出案件の審議

委員長：それでは今回の抽出をされた守屋委員から抽出理由を説明願います。

委員：（審議案件抽出理由説明書のとおり）

（1）平塚競輪場新メインスタンド用 観戦用チェアの購入

抽出理由：指名競争入札を選択した理由、指名者数、入札書不着の理由、落札率が69.15%であることなどを確認したいため。

委員長：それでは案件の審議に入ります。審議案件について事務局から概要等の説明をしてください。

【事業課から業務の概要を説明】

【契約検査課から入札・契約の経過、平塚市における一般競争入札と指名競争入札の取り扱いなどについて説明】

委員：指名対象業者を市内の販売代理店とし、メーカーへ直接の指名は行わないこととしていたようだが、それはなぜか。入札資格を所持しているメーカーがいるなら、当然直接そこへ発注した方が安く調達できるのではないかと思うが。

事務局：同じような初度調弁の案件で、かつてはメーカーへ直接の指名をしていたこともあったが、特約代理店契約などの関係があるようで、メーカーは入札を辞退したり、あるいは代理店よりも高い金額を入札してきたりという傾向があり、同じ土俵には乗らなかった経緯があったためである。

委員：本件では発注者側の条件で選定した11者を指名しているが、半数近い5者が入札書不着に終わっている。これでは、ある意味入札の競争性が半分ぐらいの効力になってしまっていると言えるのではないか。辞退ならまだ納得できるが、ここまで不着が多いと発注者側の選定条件が適切であったのか、どういう意図でこの選定条件にたどり着いたのかなど、疑問に感じてしまう。

事務局：本件では、3種類のメーカーの中から1つを選んで入札する仕様となっていたが、おそらく3種類とも取り扱いがないなどの事情があった業者もいたのではないかと推測する。その他にも、その時期に初度調弁の入札案件が立て込んでいて対応が難しかったり、納期が厳しかったりといった理由も考えられる。

委員：それであれば、業者は辞退するべきである。不着は失礼だと思う。

事務局：不着は円滑な入札を妨げるため、行わないよう常々業者には呼び掛けている。

委員：最低制限価格を設定していなかったようだが、物品の調達だから設定していないという理解でよいのか。

事務局：お見込みのとおり、平塚市の最低制限価格取扱要領において、物品の調達は最低制限価格を設定する案件とされていないためである。

委員：例えばこの会議室に置いてあるようなテーブルを購入するのであれば、それは物品の調達で間違いなく思う。しかし、本件にはチェアの設置作業も伴うとの話だったが、それでも扱いとしては物品の調達ということになるのか。

事務局：仰るとおりである。工事請負契約の一部に物品の調達や設置作業が含まれているような内容の案件であれば、それは工事という扱いになるため最低制限価格の対象であるが、あくまで本件の目的は観戦用チェアを調達することであるため、物品の調達という扱いになる。予算科目も、備品購入費で執行されている。

委員：本件の落札率は69.15%ということなので、仮に最低制限価格の設定があれば失格しているような率だと思うが、その点はどう考えているのか。

事務局：メーカーの定価ベースの金額に設置作業費を乗せたものを設計金額としており、だいたいその数字の7割程度の率で落札されているため、そこまでの外れた落札率ではないと捉えている。

委員：設置作業はどのような内容だったのか。搬入後、ボルトで地面に固定するようなイメージなのか。

事務局：チェアを移動させることもあるので、地面への固定はしていない。パーツがばらばらの状態で搬入されるため、ポリエチレンの座面と鋳物の台座を結合する作業内容である。搬入当日に2～3人の組み立て専門のメーカーの職人が来て、作業を行った。

委員：組み立てるのは受注者（代理店）の人間ではなく、メーカーの人間なのか。

事務局：組み立ては専門的な作業となるため、メーカーが行う。しかし、あくまで落札・契約しているのは受注者（代理店）なので、受注者の責任において作業は行われる。

委員：話を聞くと、本件には物品の調達という要素の他にも、搬入や設置といった様々な作業が伴うことが分かるが、このような案件も物品の調達として指名競争入札での執行をするのか。

事務局：予算を付ける段階で、その案件に占める主たる部分の比率がどれぐらいのボリュームかを見て、適切な予算科目の判断をしている。本件のように物品の調達の要素が大部分を占めれば備品購入費となるし、工事請負の要素が大きければ工事請負費として予算措置がされ、最低制限価格を設定するような発注となる場合もある。

委員：少し話が戻るが、今回のように指名競争入札で入札書不着となった業者に対して、何らかのペナルティを科すようなつもりはないのか。

事務局：今のところそのような措置を講じるかどうかについては未定である。不着が良くないことであるという点に関しては、一般競争入札であっても指名競争入札であっても変わらないが、一般競争入札における不着の方が、自発的に入札参加の申請をした上でのことなので、より悪質とは言える。

委員：指名競争入札であっても、不着をしたら次回から指名しないなどのペナルティがあれば、不着は減ると思うが。

事務局：辞退をするにも、入札期間中に電子入札システムにログインし、辞退札を提出するという作業が必要なので、それを強制したり、またペナルティを科したりということは、指名競争入札においては少し難しい。

委員：本件では発注者側が決めた条件で11者を選定しているが、当然市民目線で見ればその条件が妥当であるかどうかは気になるころであると思うが、説明要求されたとしたらしっかりと説明責任を果たすことができるか。

事務局：それはもちろんである。設計金額をもとに指名業者数を検討しているが、安価で調達すること以外にも、官公庁の立場としては市内業者の育成や地域経済の活性化などの観点から市内優先発注も考える必要があるため、それらを総合的に判断して毎回指名条件を設定している。

委員：仮定の話になるが、本件では不着が5者であるが、例えばこれが7者や8者、極端に言うと1者を除いて全員不着だったとしても、その1者が予定価格以下の入札をすれば落札決定となるのか。そうだとすると、談合の引き金にもなりかねないと危惧する。

事務局：契約検査課が執行する工事の入札では、上半期の発注の場合競争入札参加資格申請者又は入

札参加者が3者に満たなかった場合は入札を取りやめると言った条件（いわゆる「3者要件」）を原則付すが、特別そのような設定がなければ委員の仰るとおり、1者でも予定価格の範囲内での入札があれば成立する。ただし、その入札に関してはそれで成立したとしても、それだけ不着が多いということは、例えば指名の条件が適切でなかったり、あるいは仕様がおかしかったりと、必ず原因があるはずなので、それらを踏まえて必ず次回の指名条件の作り方に活かす必要はあると考えている。

委員長：ほかに質問がなければ次の案件に移りたいと思います。事業課の方は退席して結構です。

(2) 平成 28 年度平塚市立北部学校給食共同調理場調理等業務委託事業

平成 28 年度平塚市立東部学校給食共同調理場調理等業務委託事業

抽出理由：参加予定者、参加者数、公募型プロポーザル方式で決定した過程の確認、金額の算出方法（競争性）、契約期間などを確認したいため。

委員長：それでは審議案件について事務局から概要等の説明をしてください。

【学校給食課からプロポーザルの概要、業務の概要などを説明】

【契約検査課から随意契約の経過などを説明】

委員：プロポーザルへの応募は何者あったのか。

事務局：東部が6者、北部が7者であった。

委員：プロポーザルの評価項目には、価格の要素も含まれていたのか。

事務局：見積額も評価項目に含まれていた。

委員：ということは、落札業者の（株）東洋食品は必ずしも価格が一番安かったとは限らないという理解でよろしいか。

事務局：お見込みのとおりである。見積額も評価項目の一部ではあったが、見積額とその他の評価項目との合計点が高かったため、2次審査へ進み、その後に優先交渉権者になったということである。

委員：書類審査が1次審査、プレゼンテーション・ヒアリング審査が2次審査の内容となっていたようだが、1次審査の段階からプレゼンテーションやヒアリングを実施することはできなかったのか。

事務局：1次審査の段階ではまだ業者数が多かったため、書類審査である程度絞る必要があった。

委員：プロポーザルに際して選定委員会を設置していたとのことだが、どのような方が委員を務めていたのか。

事務局：栄養士を含めた教育委員会の職員や、教諭が委員となっていた。

委員：選定委員には財務的な専門家は含まれていなかったのか。本件は先3年間の事業者を決めるプロポーザルなので、財政破綻等のリスクを回避するためにも、そのような立場の方にも意見を諮るべきであると思う。この契約以前は、どのような形態で運営していたのか。

事務局：選定委員に財務的な専門家は含まれていなかった。また、意見を伺ったということも特にな
い。この契約以前は、市の直営であった。

委員：(株)東洋食品は、どのぐらいの規模の事業者なのか。また、他の市町村でも同様の業務の受
注実績があるのか。

事務局：全国展開しており、業界の中では大手である。他市町村での実績もある。

委員：1次審査を2位以下で通過した者が、2次審査の結果逆転して優先交渉権者になることはあり
得るのか。

事務局：本件ではそのようなことにはならなかったが、2次審査の内容次第ではそういうこともあり
得る。

委員：市全体として、プロポーザル方式での発注は増えているのか。

事務局：増えていると思う。契約検査課でも庁内各課からたびたびプロポーザルに関する問い合わせ
を受けている。平成28年度に、「平塚市プロポーザル方式実施に関するガイドライン」を
策定し、よりプロポーザル方式の執行がしやすい環境を整備した。

委員：平塚市内の学校給食共同調理場は、東部と北部の他にもあるのか。

事務局：共同調理場は東部と北部の2か所のみである。共同調理場で市内28の小学校のうち21校
の給食を作っており、残りの7校についてはそれぞれの学校の中に自校式の調理場（単独調
理場）を持っており、そこで調理が行われている。

委員：共同調理場や単独調理場の間で、給食の内容に差は生じないのか。また、各調理場に栄養士が
いるのか。

事務局：差が生じないような仕組みにはなっている。共同調理場にも単独調理場にもそれぞれ栄養士
がいる。

委員：ゆくゆくは単独調理場が廃止され、共同調理場からの配送になっていくのか。

事務局：近年では児童数が減少しているため、そのような可能性もなくはないと思うが、現時点で
は未定である。

委員長：ほかに質問がなければ次の案件に移りたいと思います。学校給食課の方は退席して結構です。

(3) 紅谷町立体駐車場ほか建築基準法第12条定期点検業務委託

平塚市なぎさふれあいセンター建築基準法第12条定期点検業務

抽出理由：紅谷町立体駐車場ほかの条定期点検業務委託では最低制限価格未満で失格となっている者
が8者、平塚市なぎさふれあいセンターの条定期点検業務では最低制限価格未満で失格と
なっている者が7者となっている。委託内容と失格者数などが多いことについて確認した
いため。

委員長：それでは審議案件について事務局から概要等の説明をしてください。

【資産経営課及び建築住宅課から業務の概要を説明】

【契約検査課から入札・契約の経過などを説明】

委員：確認だが、最初の審議案件の中でも話題に上がった「3者要件」は、辞退札は入札参加者としてカウントするのか。結果を見ると、「紅谷町立体駐車場ほか建築基準法第12条定期点検業務委託」及び「平塚市なぎさふれあいセンター建築基準法第12条定期点検業務」いずれも、失格・不着・辞退を除くと3者しか入札がないことになるが、この結果をどう考えるか。

事務局：お見込みのとおり辞退は入札参加者としてカウントする。また、最低制限価格未満で失格している入札も、有効な入札である。ただし、不着についてはカウントしない。それらを踏まえると、十分な入札参加者数は確保できているのではないかと考える。

委員：2件とも結果表には18者が載っているが、それらはまったく同じ業者か。

事務局：そのとおりである。おそらく、同日に同条件で公告された案件なので、各社とも両方の案件に参加申請をしたものと思われる。

委員：「紅谷町立体駐車場ほか建築基準法第12条定期点検業務委託」及び「平塚市なぎさふれあいセンター建築基準法第12条定期点検業務」いずれも、予定価格の制限の範囲内で入札している業者は2者しかいない。その他の入札書を提出した者は、予定価格をオーバーしているか、最低制限価格未満で失格しているかのいずれかである。こうも入札金額にバラつきがあると、どのようにして設計金額を算出していたのか疑問に感じてしまう。

事務局：(資産経営課) 本件は紅谷町立体駐車場を含め、いくつかの施設をまとめて点検する業務である。各所管における参考見積を4者程から徴取したが、その中の最低金額及び、昨年度の実績を勘案して、適正な点検をしていただけるための金額として算出した数字を設計金額とした。

(建築住宅課) 基本的な積算に対する考え方は、先ほどの資産経営課の説明内容と同じである。仕様や図面を提示して3者から徴取した参考見積をベースに、査定率を乗じて設計金額を算出した。実は今回の「平塚市なぎさふれあいセンター建築基準法第12条定期点検業務」については、内容的に過去にあまり例がないような案件となっており、発注の際にも切り率をどのあたりに持っていくかという点で苦慮したということがある。今回の結果を踏まえ、今後同様の案件を発注する場合には、参考見積に対する査定率については慎重に検討することとしたい。

委員：それぞれ数者から参考見積を徴取して、その中の最低金額を設計金額のベースにしているという話があったが、もしかしたら参考見積取得業者の中によく仕様を理解せずにかなり安い金額の見積を作っている者がいて、その金額がただ安いからと言って設計金額を算出する際に採用してしまっている可能性もある。そのようなことを防ぐためにも、発注部署には専門的に見積内容を精査・確認できるような職員がいるのか。

事務局：(建築住宅課) 見積を徴取する際には、図面や、詳細な作業内容を記載した仕様書などを必ず提示し、その上で各社に積算を依頼している。そのため、業務の内容であったり業務量であったり、そのあたりは各社とも同じ視点で捉えていると考えるのが前提である。

委員：市側がまったくの素人のため、専門的な業者に言いくるめられたり、イニシアティブを取られたりということはないという理解でよろしいか。

事務局：もちろんである。

委員：先ほど「平塚市なぎさふれあいセンター建築基準法第12条定期点検業務」の業務概要の説明の中で、壁面に赤外線を照射しての検査という話があったが、手っ取り早く検査するのであれば高圧洗浄を壁面に当てる手法が一般的だと聞いたことがある。そのあたりの検査の方法についてももう少し詳細に伺いたい。

事務局：(建築住宅課) 対象の建物の壁面がコンクリートで、かつ平屋であれば、地上から目視で確認できるため、壁面の劣化状況についてある程度の予測をすることもできるし、高圧洗浄を当てて壁面のコンクリートが剥がれるかどうかで劣化状況が把握できる。しかし、平塚市なぎさふれあいセンターは3階建てのため、壁面の劣化状況を確認するにも足場を組む必要があり、それだけでも相当な費用が掛かってしまう。また、当施設は壁面がタイル張りのため、なおのこと劣化状況の予測が難しい。そのため、壁面に赤外線を照射して検査する手法を取った。コンクリートは熱容量が大きく、外気温に左右されにくいという性質があるため、もしタイルが浮いてしまっている箇所があれば、タイルの熱が躯体のコンクリートに伝わりにくく、温度が上がることで、モニターに赤く映る。逆に、しっかりとタイルが密着している箇所であれば、躯体コンクリートによってタイルが冷やされるため、モニターに青白く映るといった具合である。

委員：点検業務も、受注する業者の腕によって結果が左右される要素は多少なりともあるかと思うが、技術力のある業者・ない業者というのは、どういった部分で判断しているのか。

事務局：(建築住宅課) 先ほども申したとおり、図面や、詳細な作業内容を記載した仕様書などをしっかりと理解した上で業者は入札に参加しているものと捉えるのが前提なので、入札参加資格を有している業者であれば、受注した業務に際してのスタートラインは同じであり、そこに優劣はないと考えている。

委員：このような点検業務の見積をするということは、業者にとっては難しいことなのか。

事務局：(建築住宅課) 法的な点検のため、全国どこでも発注されており、そう難しいことではないはずである。

委員：「紅谷町立体駐車場ほか建築基準法第12条定期点検業務委託」は、全部で何箇所の点検か。

事務局：13箇所である。

委員：話は戻るが、やはりこうも入札金額にバラつきがあったり、最低制限価格未満で失格する業者が多かったりという状況がどうして生じてしまっているか原因は考えられるのか。

事務局：(資産経営課) あくまで推測にはなってしまうが、入札参加資格を有していて、信頼のにおける業者を4者選び、同じ図面や仕様に基づき弾き出された参考見積の最低金額をベースにして設計金額を算出しているのだが、参考見積の段階では各社とも、先ほど申し上げた13箇所について、それぞれ点検をした場合の積み上げで積算をしていた。しかし、実際には13箇所をひとまとめにして点検する仕様として入札の公告をしたため、スケールメリットが働き各社ともより安価な金額をもって入札されたのではないかと考える。我々としても、当然安価な金額で受注していただくという前提はありつつも、やはり品質確保の観点から一定の金額で最低制限価格を設定せざるを得ないため、このような入札結果になったということが

想定される。

委員：やはりこうも入札金額にバラつきがあったり、最低制限価格未満で失格する業者が多かったりすると、市としては問題ない入札結果と捉えていたとしても、市民目線で見るときに不自然に思われることもあるだろうし、説明責任も伴うかと思う。今後も12条点検は毎年実施されるかと思うので、他市町村とも連絡を取り合いながら、より適正な発注ができるよう、今後の課題として検討していただきたい。

事務局：壁面に赤外線を照射して検査する手法に関しては、得手不得手もあり、その部分が少なからず業者間の積算の差に影響を及ぼした可能性もあるが、やはり業者が算出する金額はあくまで任意のため、発注者側としてはある程度推測でしか申し上げることができない部分もあることはご承知おきいただきたい。適正な設計金額・予定価格の作成ということに関しては、今後も発注部署及び契約検査課で連携しながら努力していきたいと考えている。

委員長：ほかに質問がなければ次の案件に移りたいと思います。資産経営課の方は退席して結構です。

(4) 平塚競技場照明塔改修工事（建築）

抽出理由：8者の入札参加業者のうち5者が入札し、3者が最低制限価格未満で失格、2者による競争で落札となっています。失格となった2者は落札者とは900万円以上の差がある。設計金額、最低制限価格について確認したいため。

委員長：それでは審議案件について事務局から概要等の説明をしてください。

【建築住宅課から工事の概要を説明】

【契約検査課から入札・契約の経過などを説明】

委員：入札結果を見ると、入札に参加した全8者のうち、3者が最低制限価格未満で失格、3者が辞退、1者が予定価格オーバーということで、予定価格の範囲内での入札は1者のみであったという状況が分かる。最低制限価格未満の3者のうちには、次の審議案件（総合評価方式）を落札するほど評価値が高い者も含まれているようだが、ここまで各社で入札金額にバラつきが出るのはなぜか。この入札結果だけ見ると、しっかりとした競争性が確保されていたのか疑問に感じてしまう。

事務局：まず設計金額の算出方法についてだが、本件については見積ではなく、単価と数量から積み上げて積算する方法を取っている。

業者間で入札金額にバラつきが生じている原因は、断言はできないが、本件は設計金額のうち足場の価格に占める割合が非常に大きく、また建築系の工事のため、土木系の工事と違って各単価が公表されていないこともあり、その部分における積み上げの考え方により差が生じた可能性はある。刊行物等を見れば、本件で用いられているものとある程度似た単価を探すことはできるが、あくまで採用しているのは市独自単価のため、その単価を業者が知ることはできない。発注者側が仕様で示している足場（本足場）で各社とも積算しているはずだが、今回の工事対象物である照明塔は、高さ約30mと高く、上部が広がっているような形状であり、その全体をすっぽりカバーできるような足場を組み立てる必要があるため、足場としては相当なボリュームになる。そのため、例えば発注者側が単価1500円で見ている部分があったとしても、それを1400円あるいは1300円で見積算してしまうと、積み上げた

ら相当な差となる。

あとは塗装の数量の拾い方の部分で、今回の工事対象物である照明塔は、H型・L字型・コの字型といった細い部材の組み合わせでできており、発注者側では国の積算基準に基づき適正な算出をしているが、そこを各社がどう拾って考えているかにより、積算金額に差が生じる可能性はある。

委員：おそらく以前にも同様の改修工事をしているものと思うが、当時の予算や規模はどの程度のものであったか分かるか。また、各社ともそういう情報を踏まえて本件の入札に臨んでいるものなのか。

事務局：前は照明器具のみの改修であり、本件に比べてかなり規模は小さかったため、あまり比較にはならない。

委員：最低制限価格未滿で失格している業者については、最低制限価格を読み違えている可能性はないか。

事務局：最低制限価格の算出方法や、最低制限価格算出シートはホームページで公表しているため、そういったことはないかと思う。

委員：他市町村では変動型最低制限価格の採用をしているところもあると聞くが、一度平塚市でもそのような形を試してみてもどうか。今回抽出した案件は特にそうだが、最低制限価格未滿で失格の業者が多すぎると思う。

事務局：入札された金額の最高値と最低値を除いた平均値を最低制限価格とする方法や、あるいは中央公契連のモデルケースに係数を乗じる方法など、他市町村で採用している最低制限価格の算出方法についても認識はしているが、およそ8割の自治体が中央公契連のモデルケースに準拠していることもあり、平塚市でも同様としている。

限られた財源の中でのなるべく安価で契約するのはもちろんのこと、市民目線から見た時に、安く請け負えると言っている業者を失格にすることに対する説明責任も求められる一方、官公庁としてはダンピング防止の徹底も考えなくてはならない。本日委員から御提案いただいたことを踏まえ、最低制限価格制度については今後も慎重に検討していきたいと考えている。

委員長：ほかに質問がなければ次の案件に移りたいと思います。建築住宅課の方は退席して結構です。

(5) 西海地雨水幹線築造工事その5

抽出理由：一般競争入札（総合評価方式・特別簡易型）により入札しているが、入札価格は同額であり、技術評価点での差で落札者が決定している。入札価格で競争しても価格評価点は下がる。入札価格でも競争性が確保できる仕組みについて確認したい。

委員長：それでは審議案件について事務局から概要等の説明をしてください。

【下水道整備課から工事の概要を説明】

【契約検査課から入札の経過や、総合評価方式（特別簡易型）の実施過程について説明】

委員：調査基準価格について改めてご説明願いたい。

事務局：(契約検査課より、平塚市における調査基準価格の取り扱いについて説明)

参考ページ：http://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/keyaku/page-c_02103.html

委員：本件の落札金額は調査基準価格と同値だが、低入札価格調査は行われたのか。

事務局：低入札価格調査は調査基準価格未満の入札に対して行うため、今回は対象外である。

委員：本件の総合評価方式に関する評価調書を見ると、土木系の工事ということもあり、各社とも調査基準価格を算出することは可能ということが分かる。そうした各社とも価格評価点に差は出ない中で、(株) エス・ケイ・ディは頭一つ抜けた技術評価点を持っているため、悠々と本件を落札しているように見受けられる。この状況で果たして、適正な競争性が確保されていると言えるのか。さらに言うと、総合評価方式の特別簡易型であれば特定の業者が落札しやすいという状況が続けば、それがゆくゆくは受注実績となり、さらにその業者の技術評価点が増えていくことにつながるので、ますます競争性が薄れるのではないかと危惧する。

事務局：そもそも総合評価方式は、従来の価格のみによる自動落札方式とは異なり、価格と価格以外の要素(技術的な要素等)を総合的に評価する落札方法なので、そういった意味では適正な競争性は確保されていると考える。また、「配置予定技術者の技術的能力」という評価項目があり、今回も最大13点の配点があるのだが、この部分に関してはその時々配置する予定の技術者によって点数が左右されるため、毎回同一の業者に高得点が配点されるとは限らない。

総合評価方式は、数年ごとにガイドラインを改定しながら実施しているが、直近では市の施策を反映するような評価項目(企業によるワーク・ライフ・バランス等の推進)を新設するなどして7月に改定している経緯がある。ガイドラインの改定により評価項目や配点が変わっていくため、現行のガイドラインでは点数が伸びる業者であっても、次回の改定では同じようにはいかない可能性もある。

委員：加算方式においては、なぜ調査基準価格を下回ると価格評価点が下がるのか。

事務局：調査基準価格を下回った入札がすべて悪いとは言わないが、やはり低入札＝ダンピングの恐れがあるという考え方が一般的であるため、加算方式においてはそのような仕組みとなっている。

委員：よほど特殊な工事ならまだしも、本件はそこまで施工難度の高い工事ではないと思うので、そういう意味ではむやみに総合評価方式とせず、機会均等的な考えを優先しても良いのではないかとも思う。

委員：例えば、工期をより早く終わらせることができた業者を優遇する制度などはあるのか。

事務局：余裕をもって工期内に引き渡しができたり、あるいは工期の遅れを取り戻すために工夫や努力が認められたりした場合、最終的に工事成績の評点に反映されることもある。ゆくゆくはそれが施工実績になり、総合評価方式での得点につながるということもできる。

委員：入札行為は、安価でかつ優秀な業者だけを選びすぐって契約して欲しいという市民目線と、機会均等や地域振興を考える官公庁の目線という相反する二つの考え方があり、発注者は常にそれらを意識しなければならない。また、総合評価方式、特に土木系の工事については、本件の

ようにほとんど価格では差が付かないような状況ということもあるので、数年ごとにその時々
の切り口から総合評価方式のガイドラインを適正に改定し、常に説明責任を果たせる形となる
よう今後とも努力していただきたいと思う。

委員長：特に質問がないようなので、議題3 その他に移りたいと思います。
下水道整備課の方は退席して結構です。

議題3 その他

委員長：その他に何かありましたらお願いします。

契約検査課からの報告は下記のとおり

- ・ 次回抽出委員の選定
- ・ 次回定例会議の日程

委員長：それでは以上で本日の審議を終了といたします。

契約検査課長：ご意見ありがとうございました。

以上
(午後4時閉会)